

所管事項調査

指定管理者の更新の方針について

	ページ
1 指定管理者制度導入施設一覧	1
2 公募予定施設	
(1) 施設の概要	1～2
(2) 指定管理者制度導入による効果の検証	3
(3) 次期指定管理者の選定方針について	4
(4) 指定までのスケジュール	4
3 非公募予定施設	
(1) 施設の概要	5～6
(2) 指定管理者制度導入による効果の検証	6～7
(3) 次期指定管理者の選定方針について	7
(4) 指定までのスケジュール	8

市民生活部

令和元年6月

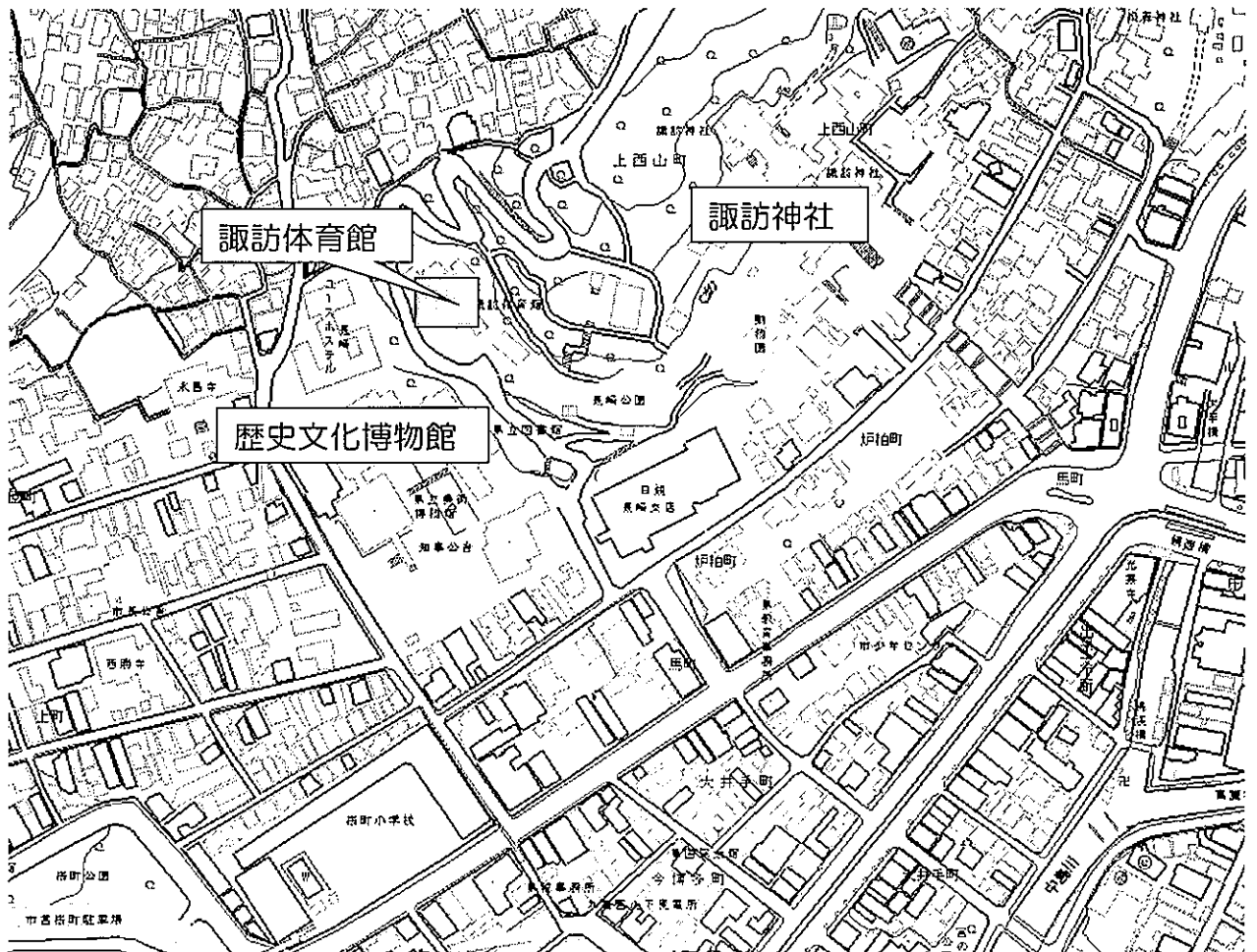
1 指定管理者制度導入施設一覧

選定方法	施設名	設置根拠 (条例)	現在の 指定管理者	指定期間	所管課
公募	長崎市諏訪体育館	長崎市体育館条例	株式会社 ふよう長崎	平成27年4月1日～ 令和2年3月31日	スポーツ 振興課
	長崎市民神の島プール	長崎市民水泳プール条例	西部ガス興商株式会社	平成29年1月6日～ 令和4年3月31日	
非公募	長崎市民総合プール	長崎市民水泳プール条例	特定非営利活動法人長崎游泳協会	平成27年4月1日～ 令和2年3月31日	

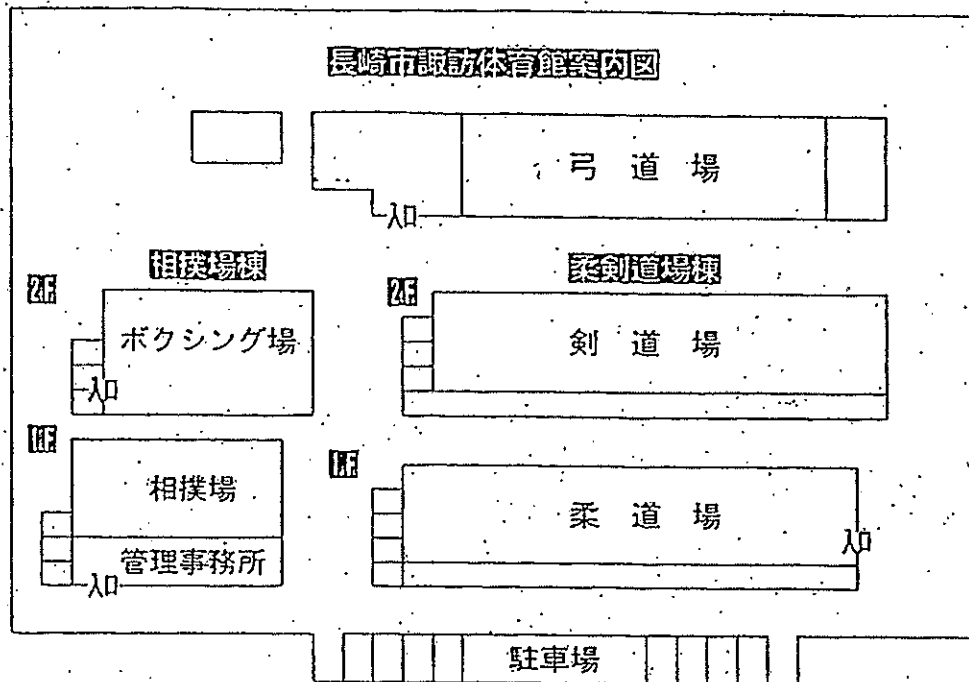
2 公募予定施設（長崎市諏訪体育館）

(1) 施設の概要

ア 位置図



イ 配置図



- ウ 名称 長崎市諏訪体育館
- エ 所在地 長崎市上西山町 19 番 15 号
- オ 構造 鉄骨造 2 階建 (柔剣道場棟)
鉄筋コンクリート造 2 階建 (相撲場棟)
鉄骨造瓦葺 (弓道場)
- カ 設置年月日 昭和 40 年 3 月 31 日 (平成 9 年 3 月 14 日増改築)
- キ 設置目的 市民の体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため。
- ク 主な施設内容
柔道場、剣道場、ボクシング場、相撲場、弓道場 (近的 3 人立)
- ケ 開館時間の承認の基準
午前 7 時から午後 9 時までの時間帯を含む 1 日 14 時間以上
- コ 休館日の承認の基準
土曜日、日曜日及び休日以外の日並びに 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの期間内

(2) 指定管理者制度導入による効果の検証

ア 利用者の推移

(人)

年度	導入前 (17年度)	27年度	28年度	29年度	30年度
利用人数	52,869	53,871	45,296	49,105	46,755

イ 指定管理委託料

(千円)

年度	導入前 (17年度)	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
金額	8,796	4,720	4,469	4,472	4,584

※修繕に係る委託料を除く

ウ 利用料金収入

(千円)

年度	導入前 (17年度)	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
金額	2,113	2,338	2,327	2,418	2,395

※H27年度より利用料金制導入

エ 主なサービス向上策

ホームページ、チラシによる施設の情報提供、利用者アンケート箱の常時設置、毎年2度の職員研修による接客マナーの徹底等により、利用者の要望把握と市民サービス向上を図っている。


オ 評価

利用者の意見に対し、迅速かつ適切に対応しているほか、施設のメンテナンスが行き届いている。また、修繕が必要な箇所や付属設備の設置が必要な箇所についての報告も確実に行われており、適正な管理が行われている。

(3) 次期指定管理者の選定方針について

- ア 現在の指定管理者 株式会社 ふよう長崎
- イ 現在の指定期間 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで
- ウ 次期指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- エ 選定方法 公募
- オ 利用料金制 導入する（平成27年度より導入）

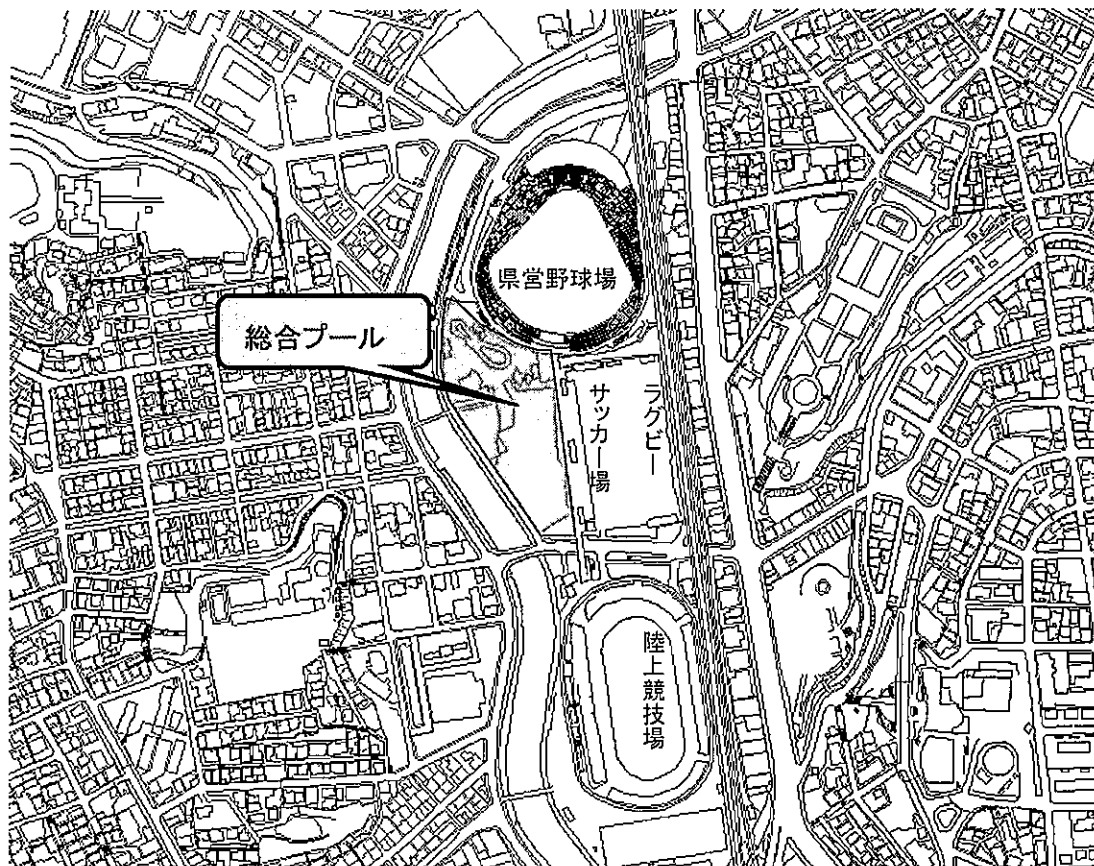
(4) 指定までのスケジュール

年月	市議会	内容
令和元年6月	6月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和元年7月 令和元年8月 令和元年9月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">指定管理者公募</div>  ・公募締切
令和元年10月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">審査（指定管理者候補者選定審査会）</div> ・審査及び候補団体の決定
令和元年11月	11月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">指定管理者の指定</div> ・指定議案審査 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">債務負担行為の設定</div> ・補正予算議案審査

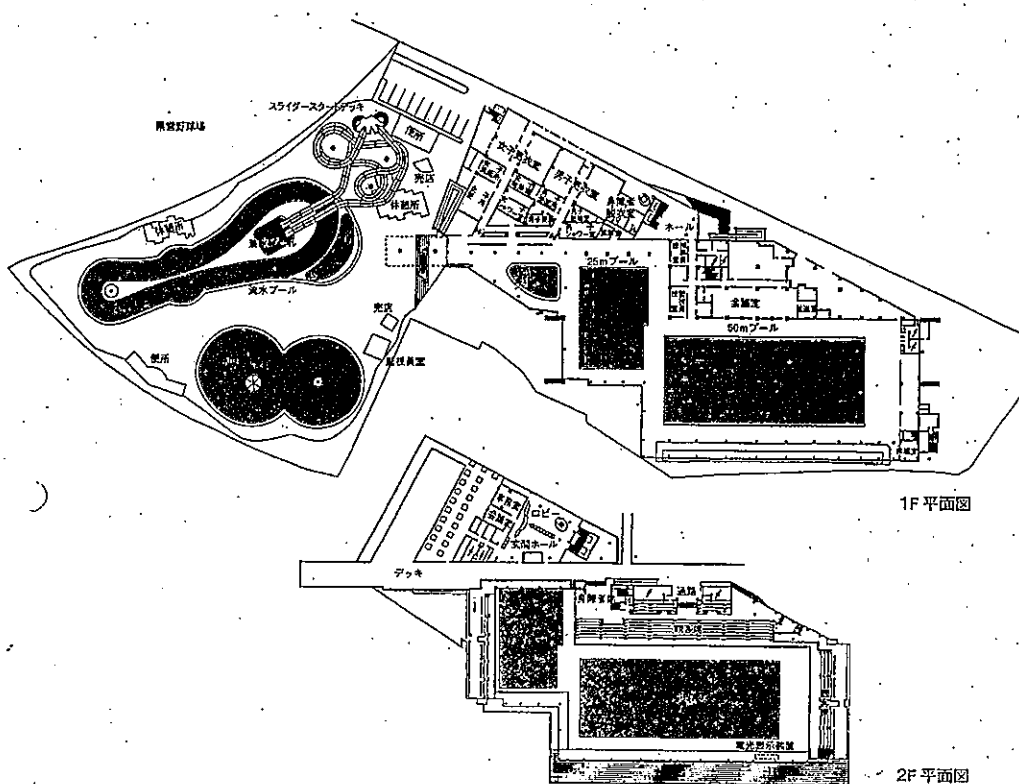
3 非公募予定施設（長崎市民総合プール）

(1) 施設の概要

ア 位置図



イ 配置図



- ウ 名 称 長崎市民総合プール
- エ 所 在 地 長崎市松山町2番2号
- オ 構 造 鉄筋コンクリート造
- カ 設置年月日 平成8年9月24日
- キ 設置目的 市民の体育の振興を図るため。
- ク 主な施設内容

屋内プール 50m×21m(8コース)、25m×16m(7コース)、
幼児・児童用プール

屋外プール 流水プール、幼児・児童用プール、着水プール、スライダー

ケ 開館時間の承認の基準

期 間	開場時間
休日等及び6月15日から9月15日 日まで	午前9時から午後8時までの時間帯を含む 1日11時間以上
9月16日から翌年6月14日まで (休日等を除く。)	午後1時から午後8時までの時間帯を含む 1日7時間以上

コ 休場日の承認の基準

期 間	休場日
7月21日から8月31日まで(8月 9日を除く。)	休場日なし
9月1日から翌年7月20日まで	週1回以内の休日等でない日並びに1月1 日から1月3日まで及び12月29日から12 月31日までの期間内

(2) 指定管理者制度導入による効果の検証

ア 利用者の推移

(人)

年度	導入前 (17年度)	27年度	28年度	29年度	30年度
利用人数	160,466	168,507	186,531	175,222	166,413

イ 指定管理委託料

(千円)

年度	導入前 (17年度)	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
金額	202,993	153,163	154,898	155,833	156,342

※修繕に係る委託料を除く

ウ 利用料金収入

(千円)

年度	導入前 (17年度)	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
金額	42,921	39,232	45,186	42,470	42,083

エ 主なサービス向上策

- ・アクアストレッチ、アクアウォーキング等の水泳教室の開催。
- ・特定の時間帯に水深を変更し、ウォーキング利用者の利便性の向上を図る。
- ・屋外プールオープン時を無料開放とし、赤十字水上安全フェスタを実施。

オ 評価

子供達の水泳教室の開催に加え、一般利用者に対しても水中体操、泳法等の教室を開催するなど、市民ニーズに対応した多彩なサービスの提供が行われている。また、屋外プールオープン時を無料開放とし、赤十字水上安全フェスタを実施する等、利用者増や事故防止等への取組みも評価できる。

(3) 次期指定管理者の選定方針について

ア 現在の指定管理者：特定非営利活動法人長崎游泳協会

イ 現在の指定期間：平成27年4月1日から令和2年3月31日まで

ウ 次期指定期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

エ 非公募の理由

- ・特定非営利活動法人長崎游泳協会（以下「長崎游泳協会」という。）は、ねずみ島を水泳道場に定め、運営してきたが、ねずみ島の閉鎖に伴い、昭和50年以降、現在に至るまで、ねずみ島の代替施設として位置づけられている市民総合プールで管理運営を行っている。
- ・市民皆泳を目的として、長崎游泳協会が指導する水泳教室は、行政と一緒に協働するという意味においてはとても重要である。
- ・長崎游泳協会は、1日2,000人規模の水泳教室を開催できるノウハウと人的体制を有しているとともに、40年以上にわたり大きな事故もなく、年間約17万人の利用者に水泳の場所の提供を行ってきた実績がある。

オ 利用料金制：導入する（平成27年度より導入）

(4) 指定までのスケジュール

年月	市議会	内 容
令和元年 6 月	6 月議会	・ 更新の方針の説明（所管事項調査）
令和元年 8 月	11 月議会	・ 特定団体に仕様書等を提示
令和元年 9 月		・ 特定団体から指定に必要な書類を受領
令和元年 10 月		・ 特定団体の決定
令和元年 11 月		指定管理者の指定 指定議案審査 債務負担行為の設定 補正予算議案審査